(財)茨城県中小企業振興公社　貿易アドバイザー　網谷　昭寛
2002/01/08

# ー　国　際　規　格　へ　の　動　き　ー

(財)茨城県中小企業振興公社　貿易アドバイザー　網谷　昭寛

**・規格(Standards)とは何か**

日本の代表的な規格には日本工業規格(JIS)があり、世界の主要工業国には、ドイツ工業規格(DIN)イギリス規格(BS)フランス規格(NF)米国規格(ANSI)と言った具合に各国の規格協会が制定した規格があります。何万種類もの工業製品の寸法・構造・設計方法、生産方法、試験方法等の標準を設定し品質の向上と均一化を図り、部品の共通化で生産効率の向上を目指すことを目的としています。米国ASTM規格(American Society for Testing and Materials)のように最適材料の選択基準や標準試験方法に特化した規格もあり、UL規格の様に製品安全規格として特化したものもあります。しかしながら、各国の規格基準が独自性を主張していたのでは経済のグローバル化にそぐわず、早くから製品基準のグローバル化(グローバル・スタンダード)の必要性が叫ばれて来ました。1979年に締結された**TBT協定**[貿易の技術的障害に関する協定]はWTO協定の付属書として現在も受け継がれていますが、規格基準を論ずる場合には国際規格の優先が明記されています。

**・国際規格の誕生(ISO規格/IEC規格)**

ISO規格は、世界的な規格の標準化およびその関連活動の発展促進を目的に1947年2月23日に発足した国際機関「国際標準化機構」(International Organization for Standardization)が制定した最高レベルの国際規格です。電子・電気分野を除く全ての分野の標準化を推進する非政府間国際機関であり、現在133ヶ国が加盟し、中央事務局はジュネーブに置かれています。参加は各国の代表的標準化機関一つに限られ、日本は日本工業標準調査会(JISC)が1952年に参加しました。ISOでは製品・技術の品質規格に留まらず、企業の品質管理システム(ISO9000シリーズ)や環境管理方法(ISO14000シリーズ)などについても規格を定めています。企業の事業所が継続的に標準規格や安全基準に適合する能力を保有するかを評価認定することで当該事業所の品質レベルへの国際的保証を与えることになるので、ISO9000やISO14001の認証取得は今や欧米市場向け輸出企業にとって必須となりつつあります。審査登録機関の選択については(財)日本適合性認定協会(電話 03-5487-0240)へお問い合わせ下さい。

一方、IEC規格は、電気電子分野の標準化問題に関して、ISOより遥かに古く1906年に設立の非政府間国際機関の「国際電気標準会議、International Electorotechnical Commission」(中央事務局はやはりジュネーブ)が制定した規格である。IECは規格の制定とその標準規格に適合した製品の品質と安全性を保証する適合性評価制度の提供が大きな活動分野です。IEC規格認証取得には以下の3制度があります。

1)電気機器安全規格適合試験制度(IECEE)～家庭用電気機器の安全性試験を行い適合を証明する「CB証明書」を発行することで各国の安全性認証手続きを簡略化し貿易の促進を図る。
2)防爆電気機器規格適合試験制度(IECEx)～爆発性雰囲気での電気機器の規格認証制度。
3)電子部品品質認証制度(IECQ)～品質認証を得た電子部品の国際貿易を促進する目的でIEC認証管理委員会の下に発足した国際的品質認証制度。

**・欧州統一規格(EN規格)**

欧州では共同体市場が発足した当初から欧州統一市場を目指して通貨と共に製品規格の統一化が進められ、EU(欧州連合)とEFTA(欧州自由貿易連合)の19ヶ国が参加する欧州標準化委員会(Comitee Europeende Normalisation)による欧州規格(CEN)および欧州電気標準化委員会(Comitee Europeen de Normalisation Electorotechnique)による欧州電子電気規格(CENELEC)を実現しました。欧州諸国はこのCEN／CENELECを欧州統一規格(EN規格)と見做し、域内各国の独自規格は徐々に廃止乃至はEN規格に整合化の方向で注力することに合意しています。

EUでは既に欧州経済共同体(EEC)時代から製品品質規格の統一化と同時に製品安全基準についても可能な製品グループから順にEC(現EU)委員会指令(国家の政令に当る)を公布しています。主なEC(EU)指令としては「低電圧指令･･･殆どの家電・電子機器類」「電磁気コンパチビリティ(EMC)指令･･･殆どの通信放送機器・情報機器・電子家電・電球等」「機械指令･･･殆どの産業機械類、洗濯機の様な危険可動部分のある家電等」「医用機器指令」「圧力機器指令」等が発効しており、**各指定製品が守るべき基準(必須安全要求事項)クリアの証**として**「CEマーキング」の添付がなければ、EN規格加盟国での製品の流通が認められない**仕組みとなっています。

CEマーキングの認証方式は「CEマーキング認証モジュール指令(93/465/EEC)」によって定型化(適合性評価モジュール)されていて判り易い。認定にはEU公認認証機関(Notified Body)の認証を受ける場合と、製造者自身による自己認証の2通りがあります。在欧の公認機関と代理店関係にある在日認証機関としては(財)日本品質保証機構(JQA)他数社がある。自己認証の場合でも、当該EU指令書の要求事項と対応規格(EN規格またはISO規格またはIEC規格)に従って製品の安全性適合を点検し、評価モジュールに従って製造技術文書の整備の後、製造者代表が適合宣言を発効、点検データ・技術文書・適合宣言書を10年間保管します(写しを公認認証機関へ送付)。なお、この制度は消費者または使用現場への安全基準ですから材料品や本体機器に組み込まれてのみ使用される部品には適用されません。安全性を保証する当事者はあくまで完成品の組立て製造者となります。

**・相互認証　(Mutual Recognition)**

日本はEUとの間に、家電・通信機器・医薬品・化学製品の4分野を対象とする「相互認証協定(MRA)」を締結し、平成13年7月11日公布の「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律」(平成13年法律第111号)も成立しました(施行日未定)。

従来、貿易では輸出国と輸入国双方で安全基準への適合が検査されていたが、これは煩瑣であり多国籍生産時代にそぐわない。両者が相互承認して検査を簡単にすれば、輸出国での指定公認機関検査ファイナルとなり検査コストも大幅に削減され、貿易も円滑に進められる。EUとの協定成立は一部の製品分野に限定されてはいるが、その第一歩を踏み出したと言えます。

**・米国UL規格**

UL規格は、アメリカ保険業者安全試験所(Underwriters'Laboratories Inc.)が認定する任意規格だが、米国での製品安全規格の代表格です。ULは、保険会社の支援の下に1894年に発足した非営利団体で、米国の電気製品の殆どがUL認定品だし、一部の州・自治体ではUL認定が義務付けられています。

規格認証取得には、ユーエル・ジャパン(電話03-3571-3188)へ問い合わせた上で、必要書類(設計図面、製品写真、パンフレット、取扱説明書、その他)と自由形式の申請書を送付し試験を依頼すると、正式申請書と案内書を含む書類がULから送付される。予約金・署名済申請書・製品サンプル・署名済フォローアップサービス協定書を送付するとULで審査・試験を実際に行い、製品安全規格に適合する場合は、製品試験結果と承認したULマークの種類の通知がある。その後フォローアップ検査の訪問チェックを受け、全ての検査に合格すればULマークの使用許可が出ます。申請する製品の構造や特性がUL規格に適合しているか予め確認しておくことが試験の時間やコストを削減するコツ。なお、試験結果が不合格の場合でも不適合個所の指摘があるので、仕様修正を行い再度製品を提出できます。

**・国際食品規格(CODEX)**

日本には「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づいて日本農林規格(JAS規格)があり、この規格基準に合格した農産物・食品にJASマークを付けています。また、2000年4月1日施行の改正法で、国際規格CODEX包装食品一般表示規格に従って全ての食料・飲料に対して、生鮮食品は名称・原産国・養殖・解凍等の表示が、加工食品には名称・原材料名・内容量・賞味期限・保存方法・原産国・加工者または輸入者の名称/住所の表示が義務付けられました。CODEX委員会は、FAO(世界食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)の共同下部組織で食品規格検討機関ですが、上述の品質表示基準の他、食品の安全性に関し、加工工程でのいくつかの重要管理点を特定して危害の発生を防止するHACCP(ハセップ)衛生管理法を欧米を中心に推進しています。日本でも、1995年の食品衛生法の改正時に、数種類の食品グループを対象に「総合衛生管理製造過程」としてHACCPが導入されました。

**・基本国際協定**

1995年のWTO(世界貿易機関)発足に当りWTO協定の付属書として一括調印された次の2つの協定が、近年のこうした規格・基準・認証の統一化、国際化の動きのベースになっています。

**TBT協定[貿易の技術的障害に関する協定]**
規格の制定にあたり国際規格が存在する場合は原則としてこれに準拠すること義務付けている。

**SPS協定[衛生及び動植物検疫に係る措置協定]**
食品・動植物産品から生ずる危険から人の生命健康を保護する協定。

[参考]
日本適合性認定協会　http://www.jab.or.jp/jpn/htm/frame.htm
日本規格協会　http://www.jsa.or.jp(TEL 03-5770-1571)
日本品質保証機構　http://www.jqa.or.jp(TEL 03-3416-0330)

HOME